

道路整備における市民要望の適正管理について

(道路整備の優先順位設定評価基準)

宇 部 市

令和8年3月

1. 目的

少子高齢化社会が進展する中で、市民の皆様が安全で安心して暮らせるかつ持続可能なコンパクトなまちづくりが求められています。

このような情勢の中で、道路整備に対する要望（以下「要望」という。）について、統一した優先順位評価基準を作成し、効率的で効果的な透明性の高い道路整備を推進します。

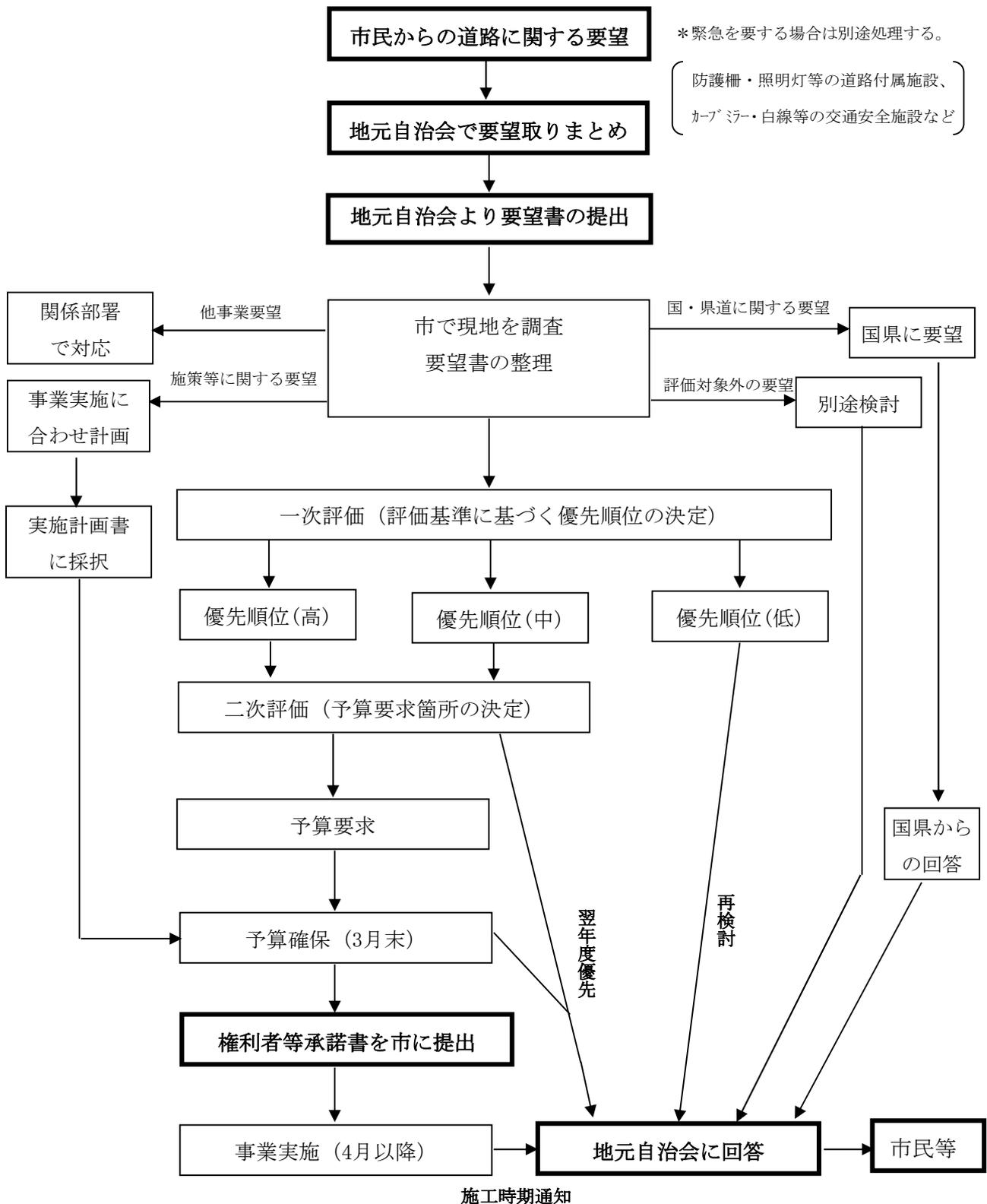
2. 評価対象

- ・ 市道の改良・・・路肩等を利用した拡幅及び待避所設置等の部分拡幅
- ・ 市道の歩道・・・歩道舗装の打ち替え等の改良
- ・ 市道の舗装・・・車道の打ち替え及びオーバーレイ
- ・ 市道の側溝・・・側溝の新設及び改良

3. 運用方針

- ・ 用地買収・補償が伴う要望については、対象外とする
- ・ 同一自治会による要望が複数ある場合は、1箇所ずつ整備を行うものとする
- ・ 要望箇所については、改良・側溝は、施工延長が100m程度、舗装・歩道は、施工面積が400㎡程度を1回の限度とする

優先順位の判定フロー



* 道路整備の要望は、市民個々の道路要望について自治会内で整理し、取りまとめた上で、9月末までに市へ提出するものとする。

* 実施年度を先送りした要望については、翌年度優先的に実施する。

評価の項目・内容・基準について

・[一次評価]

下記の基準により、「現道の状況」・「整備後の状況」の2つの観点について、それぞれ各項目ごと、各評価種別ごと（舗装・側溝・歩道・改良）に一次評価を行う。

「現道の状況」

整理番号	項目	評価種別	評価基準	詳細
1	要望箇所	全部	A	要望路線は、不特定多数の市民が利用する幹線市道である。要望路線は、「あんしん歩行エリア」内の市道である。
			B	要望路線は、沿線の市民が主に利用する一般市道である。
			C	要望路線は、市道認定されていない道路である。
2	舗装の状況	舗装	A	要望箇所は、未舗装又は老朽化が著しく危険である。
		歩道	B	要望箇所は、路肩部が未舗装又は老朽化が相当進んでいる。
		改良	C	要望箇所は、舗装が整備されており、当面危険性はない。
3	道路の有効幅員	歩道	A	道路（歩道）の有効幅員が狭く、安全性を改善する必要がある。
		側溝	B	道路（歩道）の有効幅員が中程度で、生活道路として多少不便は感じるが、普段の生活に大きな支障はない。
		改良	C	道路（歩道）の有効幅員が広く、概ね安全な通行が保たれている。
4	排水施設の状況	側溝	A	側溝が無く、路面排水が宅地等に流れ込んでいる。
			B	側溝が老朽化している。若しくは、断面不足である。
			C	側溝が整備されており路面排水も良好である。
5	歩行者・自転車の通行量	歩道	A	通行量が多い。通勤・通学に利用され、朝夕の交通量が多い。
		側溝	B	通行量は中程度である。沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。
		改良	C	通行量は少ない。沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
6	車両の交通量	全部	A	一日を通して交通量が多い。
			B	交通量は中程度である。朝夕の交通量が多い。沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。
			C	交通量は少ない。沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
7	道路の見通し（視距）	改良	A	見通しが悪く、危険である。
			B	見通しは普通で、ほぼ安全に通行できる。
			C	見通しがよく、安全な通行が保たれている。
8	土地利用状況	全部	A	要望路線に住宅等が面している割合が高い。
			B	要望路線に住宅等が面している割合が中程度。
			C	要望路線に住宅等が面している割合が低い。
9	通学路	全部	A	要望箇所の全区間が通学路として利用されている。
			B	要望箇所の一部が通学路として利用されている。
			C	要望箇所は通学路として利用されていない。
10	公共施設からの距離	全部	A	学校等の公共施設までの距離が近い。
			B	学校等の公共施設までの距離が中程度。
			C	学校等の公共施設までの距離が遠い。
11	生活環境の状況	側溝	A	要望箇所は、生活環境の悪化が深刻である。
			B	要望箇所は、生活環境の悪化に対する苦情がある。
			C	要望箇所は、生活環境上の問題は特にない。
12	高齢者の通行状況	舗装	A	要望箇所は、高齢者の通行が多い。
		側溝	B	要望箇所は、高齢者の通行が中程度。
		歩道	C	要望箇所は、高齢者の通行が殆どない。
13	歩道の状況（新設要望）	歩道1	A	歩行者・自転車交通が多いが、歩道が整備されていない。
			B	歩道が整備済みであるが老朽化している。若しくは、幅員不足である。
			C	十分な幅員の歩道はあると考えられる。
	歩道の状況（改良要望）	歩道2	A	要望箇所は、段差がある。また、視覚障害者誘導ブロックが未整備。
			B	要望箇所は、段差解消及び視覚障害者誘導ブロック整備済みであるが老朽化している。
			C	要望箇所は、段差解消及び視覚障害者誘導ブロックが整備済み。

「整備後の状況」

整理番号	項目	評価種別	評価基準	詳細
14	整備後の道路の有効幅員（車道）	側溝	A	整備後に確保できる有効幅員は4m未満である。
			B	整備後に確保できる有効幅員は4m以上5m未満である。
			C	整備後の有効幅員が5m以上確保できる。
15	整備後の道路排水の状況	側溝	A	工事により排水状況が大きく改善され、道路への越流が無くなる。
			B	工事により排水状況が改善され、道路への越流が軽減される。
			C	流末水路等の整備をしなければ、排水状況が改善されない。

前記の15項目（舗装：7項目、側溝：12項目、歩道：10項目、改良：9項目）による評価に基づき、下記のとおり優先順位を決定する。A項目は3点、B項目は1点で得点化する。

優先順位	評価の種別	評価区分	評価内容	
	優先順位	側溝・歩道・改良	高	総得点が24点以上
中			総得点が7～23点	優先順位は中位
低			総得点が6点以下	優先順位が低い
舗装		高	総得点が15点以上	優先順位が高い
		中	総得点が5～14点	優先順位は中位
		低	総得点が4点以下	優先順位が低い

・ [二次評価]

一次評価により「高」・「中」に評価された要望において、優先順位が高い要望から優先し、予算要求箇所を決定する。また、事業費の関係で複数年に渡って実施する必要のある要望については、年次計画を立てて別途協議するものとする。